

Q&A

Q. どのようなトラブルが対象ですか？

A. 労働者と使用者との間で生じた労働条件や労働関係に関するトラブルで、例えば次のようなものがあります。

- (1) 賃金に関すること(賃下げ、退職金など)
- (2) 賃金以外の労働条件に関すること(労働時間、休日、休暇など)
- (3) 人事等に関すること(解雇、パワハラ、配置転換など)

Q. 他人に知られたくないのですが…

A. あっせんは非公開、秘密厳守で行われます。

Q. 相手方と対面したくないのですが…

A. あっせん員が当事者双方から個別にお話を伺います。その間、相手方は控室(双方別々)で待機しますので、対面せずに進められます。

Q. あっせんは何回行われますか？

A. あっせんの回数は1～3回程度で、1回当たりの所要時間は2～3時間程度です。

ご利用について

利用できる方

- ・秋田県内の事業所に勤務する(勤務していた)労働者、または使用者のどちらからでも利用できます。
- ・雇用形態(正社員・パート・派遣等)にかかわらず利用できます。

利用方法

- ・まずは当労働委員会事務局にお電話ください。トラブルの内容を整理し、解決に向けた情報提供などをします。
- ・あっせん制度の利用をお決めになった場合は、申請書に必要事項(トラブルの内容、経緯など)を記入し、提出してください。
- ・申請書はホームページからダウンロードできるほか、電子申請も可能です。

交通アクセス

- ・秋田地方総合庁舎4階です
- ・バス/「県庁市役所前」で下車してください
- ・お車/県庁駐車場をご利用ください



至 利本荘市・にかほ市

お気軽にお問い合わせください

秋田県労働委員会事務局

TEL 018-860-3284

FAX 018-860-3286

Email akiroi@pref.akita.lg.jp

受付時間 平日 8:30～17:15
(土日祝・年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

〒010-0951
秋田市山王四丁目1-2
秋田地方総合庁舎4階

秋田県労働委員会

検索



働く皆さんも、雇う側の皆さんも
職場のトラブル
相談してみませんか？

労働問題の専門家が解決をサポートします

解決できてよかった！

- ・解雇
- ・雇止め
- ・パワハラ
- ・賃下げ
- ・配置転換など



ご利用は
無料
秘密厳守

個別労働関係紛争のあっせん制度のご案内



秋田県労働委員会

©2015秋田んだっチ

労働委員会とは

- 労働委員会は、労働者と使用者との間のトラブルを解決するために設けられた、都道府県の行政機関です。
- 公益、労働者、使用者それぞれの立場を代表する委員で構成され、労働トラブルの自主的な解決が困難な場合に、中立・公正な立場で問題解決のお手伝いをします。

労働問題の専門家で構成

		
労働者委員	公益委員	使用者委員
労働組合の役員など 労働者側の事情を的確に把握	弁護士など 公平な第三者的立場	会社の役員など 使用者側の事情を的確に把握

あっせんとは

労働トラブルの自主的な解決が困難となった場合に、労働委員会の委員の中から選ばれた3名のあっせん員が、双方の話を聞き、合意点を探りながら歩み寄りを促すなどして、解決を手助けする制度です。

- 無料** 費用はかかりません
- 迅速** 申請から終結まで、平均で2か月程度です
- 丁寧** 3名のあっせん員による手厚い体制で解決をサポートします

解雇トラブルが解決したケース



めさせノルマ達成！ 月初

売上強化月間

月末までに達成できない者は解雇する

え〜

月末 今月もノルマ達成しなかった… Aさん

解雇！

日頃の仕事振りも良くないし、目標を達成しなかったのは君だけだよ

解雇するには合理的な理由が必要よ

あっせん日

あっせん員

会社代表

会社は悪くないぞ

あっせん員

Aさん

解雇は困るな

(労使双方から話を聞きます)

誠意をもって働くことは大切です

目標を達成するために仕事で工夫できることはないですか？

Aさんも目標達成に向け努力すると言っています

雇用を継続することはできませんか？

労使ともアドバイスを受け入れました

解決して復職

労働委員会に相談してよかった

解決に向けた手続き（あっせん手続き）の流れ

